

## 『県が締結する契約に関する条例の検討結果に係る報告書』の概要

### 1 検討の概要

岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）では、平成30年8月以降、令和2年5月まで4回にわたる協議・検討の中で、県契約条例の施行状況の検討に係る論点の設定と当該論点に係る検討を行った。

論点については、国の動向等の社会情勢、他県の状況、過去の審議会等での意見等を考慮し、下記の4つを論点として整理のうえ、検討が行われた。

- (1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。
- (2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。
- (3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。
- (4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。

### 2 各論点に係る検討について

4つの論点については、審議会において以下の検討が行われたところ。

#### (1) 「条例で規定する特定県契約の範囲は適切か」（論点1）

特定県契約の対象となる工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定の規模については、

- ・ 対象となる契約件数の確保は必要
- ・ 復旧・復興工事の進展に伴い、大規模な工事請負契約の件数は減少していくことが見込まれるが、自然災害の発生状況にも左右されるため、中期的に件数を見込むことは困難
- ・ 対象となる工事請負契約件数の推移等を把握しながら、一定期間後に再度検討してはどうか。
- ・ 業務委託契約及び指定管理協定については、今後も同水準で推移することが見込まれ、制度運用上支障はない。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 特定県契約の範囲

工事請負契約 予定価格5億円以上

業務委託契約 予定価格3千万円以上

指定管理協定 委託料上限額又は委託料の額3千万円以上

#### (2) 「受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か」（論点2）

県契約の履行に当たって受注者等に法令遵守を求める法令の範囲については、

- ・ 働き方改革関連法による労働時間に関する法制の見直しについて重要視すべき。
- ・ 産業医の機能強化等の改正が行われた労働安全衛生法について、遵守すべき法律に加えても良いのではないか。
- ・ 最低賃金及び社会保険加入について違反の報告はないため、現状維持とすべき。
- ・ 働き方改革関連法の定着の動向を見ながら、今後措置等を検討していくべき。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲  
最低賃金法 (最低賃金以上の賃金支払)  
健康保険法 (資格取得に係る届出)  
厚生年金保険法 (資格取得に係る届出)  
国民健康保険法 (資格取得に係る届出)  
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (保険関係成立の届出)  
雇用保険法 (被保険者の届出)

### (3) 「特定受注者からの報告事項等は適切か」(論点3)

県契約の受注者等に求めている法令遵守事項に係る特定県契約の受注者からの報告の範囲については、

- ・ 報告項目を増やすより、対象件数を確保することが重要
- ・ 最低賃金の支払や社会保険等の加入に係る違反の報告はなく、現行の報告制度により実効性が担保されているのではないか。
- ・ 特定県契約の受注者から負担軽減を求める申入れ等はなく、負担は許容範囲内と判断できる。
- ・ 報告事項を増やすと特定受注者の負担が大きくなる。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 特定県契約の受注者からの報告について

- ・ 報告対象とする特定受注者の選定に当たって、恣意的にならないよう、ガイドライン等で具体的な手順を定めている。
- ・ 各契約について契約時期から一定の期間(工事請負契約については3か月程度、業務委託契約・指定管理協定については6か月程度を目安)を置き、下請負者や再委託先も含めた労働者の社会保険加入状況、賃金の額について報告を求めている。

### (4) 「受注者等の責務として報酬下限額を設けるか」(論点4)

受注者の責務としての報酬下限額について、条例に規定するかどうかについては、

- ・ 賃金は、労使双方の交渉によって決めるのが原則
- ・ 労働組合の立場としては、規定を設けることについて前向きに検討して欲しい。
- ・ 企業によって労働条件が異なるなかで、報酬下限の設定は技術的に難しい。
- ・ 報酬下限額を設定するのであれば、説得力のある金額である必要がある。
- ・ 現段階で条例に盛り込むことが難しいことは理解するが、引き続き検討を続けてほしい。

等の意見があり、「現段階では具体的な基準を定めることは困難であることから、当面、現状維持とし、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の状況等を把握しながら、必要に応じ検討することが適当」とされた。

## 3 今後の検討について

県契約条例の施行状況の検討項目(論点)については、上記検討のとおり、いずれも「当面、現状を維持することが適当である」との結論がまとめられたほか、「今後も社会経済状況の変化や条例の運用状況等を踏まえて、必要があれば見直し等の対応を検討していく必要がある」との認識が示された。